

「スマートセット」サービス 重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及び
サービスの解除に関する事項をよくお読みください。

「スマートセット」サービスは、「Qrio Lock」の取り付け工事を含む機器レンタルサービスです。
ご契約、ご利用にあたってはサービスの性質をご理解のうえ、ご利用ください。

(1)サービス名

「スマートセット」

(2)サービスの種類

お客さまが契約されている「NURO 光」サービスのオプションサービスとして提供する
「Qrio Lock」の機器のレンタル及び取り付け工事を提供するサービス。

(3)ご利用料金月額基本料金 770 円(税込)弊社とお客さまで協議し、指定した日にお客さま
の不在またはお客さまのご都合により機器の取り付けができない場合で、取り付け工事日
を再調整する場合、機器の取り付け費用として追加で 9,585 円(税込)がかかります。また、
通常の使用の範囲外での損壊の場合、また機器の交換時や解約時に返却頂けなかった場
合、機器損害金 25,300 円(税込)、機器の取り付け工事を完了した日から 6 ヶ月以内に
解約した場合、解約手数料として 5,500 円(税込)がかかります。

(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法:月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

- 1.ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
- 2.その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期:月額基本料金はレンタル機器の取り付けが完了した日および、本サービスと同時
にお申し込みいただいた「NURO 光」サービスの開通日の、いずれか遅い日が
属する月より発生し、日割り計算は行わないものとします。

(5)サービスの提供時期お客さまからの利用申込みに基づき、当社が機器の取り付け工事を完
了した日からご利用いただけます。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称:ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住 所:〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号
代表者氏名:中川 典宜

(7)契約不適合瑕疵がある場合の当社の責任について上記サービスの提供に関し、当社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重過失によりお客さまに損害が生じた場合は、この限りではありません。

(8)契約の解除について以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には、「スマートセット契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

NURO 光 (2G 各種プラン)をご利用のお客さま

宛名:ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター
住所:〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル
アルティウスリンク株式会社 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

宛名:ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター
住所:〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル
アルティウスリンク株式会社 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交

付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(9)問い合わせ先

■NURO 光 (2G 各種プラン)をご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

<https://1738.jp/nuro.com>

■NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

<https://1738.jp/nuro.com>